

令和5年12月5日

お知らせ

担当課	監理課
担当者	藤本、岡崎
内線	4133、4137
直通	226-7463

建設業法による営業停止処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次の建設業者に対し、監督処分（営業停止）を行ったのでお知らせします。

記

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	<small>たちもりけんせつかぶしがいしゃ</small> 立森建設株式会社	代表者氏名	<small>たちもり ひでき</small> 立森 秀樹
主たる営業所の所在地	岡山市北区矢坂本町13-1		
許可番号	岡山県知事許可（般-4）第12473号		
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業		

2 処分をした日

令和5年12月4日

3 処分の内容

建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）の規定による営業停止

（1）停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

（2）期間

令和5年12月18日から同月20日までの3日間

4 処分の原因となった事実

立森建設株式会社は、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の2（焼却禁止）の規定に違反し、令和3年5月12日に岡山簡易裁判所から同社は罰金50万円、同社の取締役は罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するため、同条第3項に基づき営業停止処分とする。